

障害者虐待防止等 連携協議会会議資料

さぬき市障害福祉課

令和6年10月18日

1. 「障害者虐待防止法」について

(目的)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

2. 「障害者虐待防止等連携協議会」について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に規定される障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備について、必要な事項を定めることを目的とするさぬき市障害者虐待防止対策事業実施要綱にて第4条第2項、5項、第11条～14条で規定しています。

3. 「障害者虐待」とは

障害者虐待の種類

・養護者による虐待

身辺の生活の世話や金銭管理などを行っている家族や親族、同居人などによる場合。

・障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員などによる場合。

・使用者による虐待

障害者を雇用している事業主などによる場合。

【参考】障害者虐待の類型

身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投棄によって身体の動きを特性したりする行為。 【具体的な例】・平手打ちする・殴る・蹴る・身体拘束など
性的虐待	性的な行為やその強要。無理やり又は同意とみせかけて、わいせつなことをしたりさせたりする行為。 【具体的な例】・裸にする・キスをする・わいせつな言葉を発するなど
心理的虐待	脅しや侮辱、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える行為。 【具体的な例】・怒鳴る・罵る・悪口を言う・意図的に無視するなど
放棄・放置	食事や水分を十分に与えない・不潔なまま過ごさせる・病気やケガをしても受診させない・必要な福祉サービスを受けさせないなど
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金を遣ったり、本人に必要な金銭を渡さなかったりする行為。 【具体的な例】・年金を勝手に遣ってしまうなど

4. さぬき市の手帳等取得状況の推移

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
身体障害者手帳	2483	2398	2349	2268	2187	2092
療育手帳	426	438	441	440	435	437
精神保健福祉手帳	290	310	319	335	360	377
手帳総数（人口割合）	3199(6.5)	3146(6.5)	3109(6.6)	3043(6.5)	2982(6.5)	2906(6.5)
自立支援医療（精神通院）	577	588	634	607	607	645
さぬき市人口（住基）	48629	47834	47048	46243	45574	44852
	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R6.3.31

単位：人

(参考)



Press Release

報道関係者 各位

令和5年12月20日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
室長 羽野 嘉朗 (内線 3005)
室長補佐 栗原 拓也 (内線 3041)
(代表) 03 (5253) 1111
(直通) 03 (3595) 2500

令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

厚生労働省では、令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	8,650 件 (7,337 件)	4,104 件 (3,208 件)	1,230 事業所 (1,230 事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,123 件 (1,994 件)	956 件 (699 件)	430 件 (392 件)
被虐待者数	2,130 人 (2,004 人)	1,352 人 (956 人)	656 人 (502 人)

(注1) 上記は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回調査(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和5年9月8日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 令和4年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>
- 4 令和4年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>
- 5 令和4年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

【主なポイント】

＜養護者による障害者虐待＞

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、令和3年度から18%増加(7,337件→8,650件)。虐待判断件数については6%増加(1,994件→2,123件)である。[参考資料2-1参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は微減。
(令和3年度：27%(1,994/7,337)、令和4年度：25%(2,123/8,650)) [参考資料2-1参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が51%(4,405件)と最も多く、次いで本人による届出が13%(1,128件)、施設・事業所の職員が11%(941件)、相談支援専門員が11%(918件)となっている。[参考資料5 P3~4参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が69%と最も多く、次いで心理的虐待が32%、経済的虐待が17%、放棄、放置が11%、性的虐待が3%の順。[参考資料5 P8参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が45%と最も多く、次いで精神障害が43%、身体障害が19%の順。[参考資料5 P9参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、714人で全体の34%を占める。[参考資料5 P13参照]
- 虐待による死亡事例は1人。[参考資料5 P14参照] (令和3年度はなし)

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は、令和3年度から28%増加(3,208件→4,104件)。判断件数については37%増加(699件→956件)している。[参考資料2-2参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、ほぼ横ばい。
(令和3年度：22%(699/3,208)、令和4年度：23%(956/4,104)) [参考資料2-2参照]
- 相談・通報者の種別では、当該施設・事業所その他の職員が16%、本人による届出が16%、当該施設・事業所設置者・管理者が15%、家族・親族が11%となっている。[参考資料5 P15~16参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が52%と最も多く、次いで心理的虐待が46%、性的虐待が14%、放棄、放置が10%、経済的虐待が5%の順。[参考資料5 P23参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が73%と最も多く、次いで身体障害が21%、精神障害が16%の順。[参考資料5 P24参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が44%と最も多く、次いで世話人が10%、管理者が8%、その他従事者が7%、サービス管理責任者が7%の順。[参考資料5 P25参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは409件であった。[参考資料5 P27参照]
- 虐待による死亡事例は2人。[参考資料5 P27参照] (令和3年度はなし)

※ 使用者による障害者虐待

雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計

※ 使用者による障害者虐待 雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計

※令和4年度都道府県・市町村における障害者虐待事例への対応状況等に関する調査結果 より抜粋 (厚生労働省ホームページ掲載)

5. 令和5年度までの障害者虐待に関する相談・対応状況、虐待防止活動について

(1)【開催中止】さぬき市障害者虐待防止等連携協議会

日時 令和4年11月25日(月)

内容 資料送付

議題 障害者虐待相談・対応状況、虐待防止活動について

さぬき市障害者虐待防止等連携協議会

日時 令和5年10月23日(月)

内容 会長、副会長の選任について

障害者虐待相談・対応状況、虐待防止活動について

事例について

(2)令和5年度までの障害者虐待相談状況について

年間対応実人数

	新規	継続	計
R5年	3件	4件	7件
R4年	2件	1件	3件
R3年	6件	1件	7件

※

被虐待者の性別

	男性	女性
R5年	3	4
R4年	1	2
R3年	3	4

被虐待者の年齢(受付当時)

	～18歳	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
R5年		1	2		2		2
R4年	1			1	1		
R3年		1	1	2		3	

虐待の種類(疑いを含む)

	養護者虐待による	施設従事者による	使用者による
R5年	4	2	1
R4年	2	1	
R3年	4	3	

被虐待者の障害種別(複数回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	身+知	難病
R5年	1	2		2	2
R4年	2	2			
R3年	2	4	2		

虐待の類型(複数回答)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	経済的虐待
R5年	2	4	2		
R4年	2	1			
R3年	2	4	1		1

被虐待者の障害区分

	児童	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無し
R5年		1	2		1		3	
R4年			1				2	
R3年			2			1		4

被虐待者の障害サービス利用状況(複数回答)

	訪問系サービス	通所系サービス	短期入所	施設入所	サービス無し
R5年	4	2		2	
R4年	1	1	2	1	
R3年	1	3		1	2

相談・通報者

	本人	家族・親戚	相談支援専門員	施設職員	行政職員	警察	医療関係者	教育機関
R5年			5				2	
R4年			1	1				1
R3年	1	3		1	1		1	

虐待者の続柄

	親	配偶者	兄弟	子	親戚・知人	施設従事者	使用者等
R5年	3	1				2	1
R4年	2					1	
R3年	2	1			1	3	

(3)啓発活動について

・『香川県障害者虐待防止対策支援事業障害者虐待に係る事例分析検討会』

開催日時:令和6年2月13日(火) 13時00分から

参加者:【派遣専門職】香川県弁護士会、香川県社会福祉士会

大川圏域地域自立支援協議会相談支援部会 等

・市広報誌へ記事の掲載 8月・2月掲載(次ページ見本)

みんなで防ごう！「障害者虐待」

- 「障害者虐待防止法」は、障害者の権利や尊厳が虐待によって脅かされることを防ぐ法律です。
虐待に気づいた人は、障害者虐待防止センターへの通報義務があります。
周囲からの情報提供等が、虐待されている障害者やその家族などが抱える課題の早期発見・解決につながります。

障害者虐待はこんなところで起こる

家庭

障害者の生活の世話をしている家族、親族、同居人などによる虐待

施設

障害者福祉施設、障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

職場

使用者（雇用主）や職員などによる虐待

どんなことが虐待になるの？

身体的虐待

【例】殴る・蹴る、手足を縛る、怪我をするように仕向けるなど

性的虐待

【例】性的行為の強要、わいせつな言葉を発する、映像を見せるなど

経済的虐待

【例】年金や賃金を本人に渡さない、生活に必要な金銭を渡さないなど

心理的虐待

【例】周囲に聞こえるように悪口を言う、ワザと大きな音を立てる、無視するなど

ネグレクト

【例】食事、排泄介助をしない、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど

「もしかして虐待かも？」 そうと思ったら、まずはご相談ください。

※休日や夜間も対応できる体制を確保しています。通報者の秘密は守られます。

【問】さぬき市障害者虐待防止センター（障害福祉課） ☎(0879)26-9903

6. 令和6年度障害者虐待に関する相談・対応状況、虐待防止活動について

(1) さぬき市障害者虐待防止等連携協議会

日時 令和6年10月18日（金） 13:30～

場所 さぬき市福祉事務所寒川庁舎 3階 301・302 会議室

議題 障害者虐待相談・対応状況、虐待防止活動について

その他 情報提供等

(2) 令和6年度の障害者虐待相談状況について

対応実人数

	新規	継続	計
R6年(～R6.9月)	1件	1件	1件

※虐待(疑い)も含めた件数である。なお、当市において虐待と判断した件数は0件である。

被虐待者の性別・年齢

	男性	女性
R6年	2	

(3) 啓発活動について

- ・成年後見制度利用促進事業研修会「あなたと歩む後見人～大切なひとのために～」 主催:さぬき市社会福祉協議会・東かがわ市社会福祉協議会
協力:大川圏域地域自立支援協議会
⇒さぬき市障害者虐待防止パンフレット「まず知ろう! 障害者虐待」の配布
- ・市広報誌へ記事の掲載 8月・2月(予定)掲載
- ・『香川県障害者虐待防止対策支援事業障害者虐待に係る事例分析検討会』
開催予定:令和7年2月12日(火) 13時30分から

6. 中核機関の運営について

令和3年4月からさぬき市長寿介護課地域包括支援センター内に設置

中核機関が担うべき具体的機能等として、次に掲げる項目を整備していく。

項目	内容
広報機能	・中核機関設置について広報及び市ホームページへ掲載 広報(令和3年4月):「成年後見制度の利用促進を担う中核機関を設置します」と題して、中核機関の役割や成年後見制度の概要、相談窓口の連絡先を掲載。

	地域包括支援センターのホームページに記事を掲載。 など
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度に関する相談を受け、ニーズの精査を行い、支援体制について各関係機関や専門職団体に繋ぐ等連携しながら対応、調整を図る。 ・ 地域包括支援センター、市社会福祉協議会、障害福祉課にて相談対応を行い、地域包括支援センターで情報集約する。
成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見推進事業検討委員会の開催 ・ 市民後見人養成研修の開催 ・ 市民後見人養成研修修了者の活動支援 ・ 令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 〈市受託事業〉成年後見制度利用促進事業研修会 主 催：さぬき市社会福祉協議会・東かがわ市社会福祉協議会 内 容：成年後見講話・落語&寸劇 開催日：令和5年10月5日（木）13時30分～ 場 所：源内音楽ホール大ホール 対象者：さぬき市・東かがわ市に居住する方。又はお勤めの方 当日来場者 約400名 ・ 令和6年度 <ul style="list-style-type: none"> 〈市受託事業〉成年後見制度利用促進事業研修会 主 催：さぬき市社会福祉協議会・東かがわ市社会福祉協議会 内 容：あなたと歩む後見人～大切なひとのために～ 開催日：令和6年10月8日（火）13時00分～ 場 所：東かがわ市交流プラザ 多目的ホール 対象者：さぬき市・東かがわ市に居住する方。又はお勤めの方 当日来場者 約 名
後見人支援機能	市民後見人や親族後見人等からの相談に対応し、必要に応じて家庭裁判所と連携する。